

改訂第2次うらやす男女共同参画プラン

事業調査報告書

—平成30年度実施事業—

令和2年3月

企画部男女共同参画センター

目 次

I. 事業調査の概要	1
II. 基本事業進捗一覧表	
課題 1	3
課題 2	8
課題 3	12
課題 4	13
課題 5	15
課題 6	18
課題 7	20
課題 8	25
III. 目標値	27

I. 事業調査の概要

1. 調査の目的

「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」(以下「改訂第2次プラン」)は平成29年度からの後期計画として、女性活躍推進法の制定に伴い「市町村推進計画」とDV防止法に基づくDV施策に関する「市町村基本計画」として位置づけ、4つの重点課題を含む8つの課題を掲げ、施策の方向、基本事業、具体的な取り組み、取り組みの内容、担当部署で構成されています。男女共同参画施策を総合的・計画的に推進していくため、「改訂第2次プラン」に基づき、毎年度、各課の事業の実施状況を把握することを目的に、調査を実施しています。

2. 調査の方法：調査票による記述式

3. 調査期間：令和元年6月14日～令和元年6月28日

4. 調査結果：別紙（平成30年度の実施状況／担当課評価等）

5. 目標値：数値化が可能で定量的に図ることができる項目に関して、目標値を設定しました。

6. 「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」について

「課題」★重点課題

課題1：男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

★課題2：ワーク・ライフ・バランスの推進

★課題3：あらゆる分野に参画する機会の確保

★課題4：防災における男女共同参画の推進

課題5：男女が共に安心して暮らせる環境の整備

課題6：性への理解と生涯を通じた健康支援

★課題7：人権の擁護・救済のための取り組みの強化

課題8：推進体制の強化

「担当課評価」について

調査票の「取り組みの評価」を「担当課評価」として記しました。

「担当課評価」を下記のように分類しました。

「担当課評価」（1事業で複数担当部署有） 145事業(内 評価なし3事業、終了3事業)

・十分達成している . . . 76事業

・ほぼ達成しているが一部課題が残る . . . 55事業

・改善を要する点がある . . . 8事業

計 139事業

	全 体	課題 1	課題 2	課題 3	課題 4	課題 5	課題 6	課題 7	課題 8
十分達成している	76	9	18	4	7	11	3	21	3
ほぼ達成しているが 一部課題が残る	55	13	5	4	3	5	3	13	9
改善を要する点がある	8	1	1	0	1	0	4	0	1
計	139	23	24	8	11	16	10	34	13

※課題 8 の男女共同参画センターの 3 事業については、市民意識調査を行っていないため「評価なし」としました。

7. その他

- ・平成 30 年度から事業移管により担当部署が変更になりました。

(旧) (新)

男女共同参画センター → こども家庭支援センター

課題 7 1 - 3 - 2

1 - 4 - 2

1 - 4 - 3

1 - 4 - 4

- ・平成 29 年度終了事業

課題 1 1 - 2 - 3 母子保健課

課題 5 1 - 2 - 2 地域振興課

課題 6 2 - 2 - 2 母子保健課

課題1. 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
1. 男女共同参画社会の実現に役立つ情報の活用を強化します	①男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供の促進	1. 図書・資料の収集・提供	男女共同参画に関する図書や資料を収集・提供します。	中央図書館	・男女共同参画に関する資料の購入、浦安市や千葉県で発行した行政資料を受け入れし、市民への資料提供や情報提供などを行い、市民に役立つ蔵書を構築するように努めました。	○			
				男女共同参画センター	・30年度も引き続き図書の充実を図るため幅広い分野から購入を行いました。また、閲覧しやすく、図書も探しやすいよう掲示にも工夫をしました。 ※30年度購入冊数 72冊(提供3冊含む) 1共同参画 5 2ジェンダー 12 3ワーク・ライフ・バランス 3 4リプロダクティブヘルス/ライツ 3 5人権 2 6労働・雇用 5 7子育て・教育・虐待 5 8生き方・老後 7 9高齢・介護 1 10家族・結婚・離婚 6 11暴力 7 12貧困 1 13災害 2 14健康 1 15こころ・心理 2 16メディアリテラシー 2 17統計・辞典 1 18法律 2 19その他 5 蔵書数合計 72		○		
		2. 図書・資料に関する広報	男女共同参画週間等にあわせて、展示等を開催し、収集した図書や資料が有効に活用されるようになります。	中央図書館	・中央図書館にて男女共同参画週間に合わせて関連図書の展示を行いました。 ・家族をテーマにしたもの、家事、働き方、人生設計等について、児童向けにも図書の紹介を行いました。 ・中央図書館にて男女共同参画週間、人権週間に合わせて関連図書の展示を行いました。	○			
				男女共同参画センター	・テーマを設け、関連資料や新聞記事を掲示したほか、図書コーナーを利用し男女共同参画関連の新书推荐の案内を行う等、男女共同参画週間を意識して展示を行いました。 また、男女共同参画週間については、市役所やセンターの掲示板を利用して啓発ポスターの掲載や、広報うらやす、市役所電光掲示板を通して周知しました。		○		
	②メディア・リテラシー向上の促進	1. 情報活用能力を育てる講座の開催	情報を的確に把握・理解し、取捨選択する力を身につけるための講座を開催します。また、関連講座の情報提供を行います。	中央図書館	・「図書館利用講座」検索機(OPAC)の使い方やインターネットを使った情報収集の方法を学ぶ講座を4回開催しました。 ・「創業支援セミナー」創業予定者や中小企業者、ビジネスマンの方に、創業や新事業進出に際して必要な知識を学んでもらうセミナーを10回開催しました。(商工観光課、浦安商工会議所、日本政策金融公庫との共催)	○			
		2. 子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力を育てる講座の開催	発達段階に応じた情報の探し方や的確な活用方法等について、図書館活用講座等を通じ伝えます。	中央図書館	・「図書館クラブ」小・中学生を対象にカウンター体験など図書館の仕事を体験し、図書館への理解を深めるとともに、蔵書の探し方などを学び、図書館の利用を促進する講座を2回開催しました。	○			
		3. メディア・リテラシーを高める教育の実施	小・中学校において、携帯電話やコンピュータを利用した情報の扱い方等、発達段階に応じた教育を実施します。	指導課	・児童生徒の情報活用能力を育成するため、コンピュータをはじめとするICT機器を活用した授業を1学級あたり月平均22回程度行いました。 ・小学校17校においてインターネットを活用する際の留意事項に関する学習、中学校9校においては、技術科で情報の扱い方に関する学習を行うよう計画され、人権に配慮した情報活用についての指導を進められる体制を整えました。		○		

課題1. 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
	③市民や事業者等に向けた情報発信の強化	1.男女共同参画情報紙の発行・活用	男女共同参画に関する理解を深め、実現させるための情報紙を発行します。また、関連講座の開催時に参加者に配布します。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、男女共同参画に関する情報紙P-Lifeを年2回発行しています。30年度は子どもの頃から男女共同参画について理解を深めていくことができるように、小学4年生を対象とした「男女共同参画ブックレット」をP-Lifeの特集号として作成し、市内の小中学校4年生、関係機関等に配布しました。 ・うらやすP-Life男女共同参画ニュース特集号 男女共同参画ブックレット「みんなの平等を考えてみよう！自分らしく生きて楽しい！」 2,800部 	○			
		2.広報紙及びホームページ等インターネットの活用	男女共同参画に関する情報を広報紙及びホームページ等のインターネットを活用し発信します。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の開催や、男女共同参画週間のキャンペーン等、男女共同参画に関する情報を広報紙やホームページ、ミニコミ誌等を利用し掲載しました。また、公共施設や関連部署へチラシ、ポスターを配布、掲載し市民に情報提供しました。 	○			
		3.あらゆる人に届く情報の発信	多言語への対応や高齢者・障がい者への配慮等、きめ細やかな情報発信を推進します。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安市の広報、ホームページでは高齢者や、障がいのある方、外国人の方等への対応として、広報の英語版や声の広報、またホームページでは音声読み上げや字の拡大機能等、様々な対応を行いました。 	○			
2. 男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します	①市民を対象とした講座の開催	1.男女共同参画への理解を深める講座等の開催	性別役割分業、女性の自立・エンパワーメント、人権問題、デートDV、性的少数者への理解等のテーマを取り上げ、男女共同参画への理解を深める講座(出前講座を含む)等を開催します。	公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・女性セミナー運営委員会(高洲公民館)(参加人数11人) ・「女性セミナー～自分で自分に花マルをsteepup」(高洲公民館)(参加人数88人) ・「絵本で学ぶ子どもの権利」(堀江公民館)(参加人数22人) ・「絵本で学ぶ子どもの権利イラスト展」(堀江公民館) ・人権講座「チカン・恐喝もCAPのウオーで撃退」(堀江公民館)(参加人数15人) ・大人の社会科映画「小さき声のカノン」選択する人々」上映とトーク(堀江公民館)(参加人数20人) ・「子育てママの健康タイム！～自律神経を整えて健やかに～」(富岡公民館)(参加人数49人) ・「女性のための健康セミナー～中医学での頭痛・肩こりを改善～」(富岡公民館)(参加人数21人) ・子育て支援講座「みんなの学校」上映会&トークイベント(美浜公民館)(参加人数206人) ・人権講座「真実～それは本当に“真実”ですか」(美浜公民館)(参加人数168人) ・「子育て応援講座Ⅰ～Ⅲ」(当代島公民館)(参加人数69人) ・「いきいきWOMANのためのYOGAリラクゼーション」(日の出公民館)(参加人数41人) ・「更年期をさわやかに過ごすためにーカラダケア&ライフデザイン」(日の出公民館)(参加人数50人) ・人権講演会「紛争地に生きる子どもたち」(日の出公民館)(参加人数80人) ・安田菜津紀写真展「写真で伝える世界の今」(日の出公民館) ・平和パネル展(全公民館) ・平和映画会(富岡・美浜)(参加人数19・48人) 	○			NEW
				市民大学校	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度開講講座の1つとして「うらやすの私らしいライフスタイルを考えようーこれからの大人の女子カアアップ学科」(全12回・各回90分)を実施しました。女性の自立・活躍推進を目的とした市民活動団体の代表者をコーディネーターとして招き、「協働」の観点から女性のライフスタイルについて学ぶ様々な授業を展開しました。講座実施期間:平成30年6月5日(火)～同12月11日(火) 受講生数:10名(定員25名) 満足度:100%(全12回のアンケート結果平均値) 	○			

課題1. 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

施策の方向	基本事業	具体的な 取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂 新規
						十分達成 している	ほぼ達成 しているが 一部課題 が残る	改善を要 する点 がある	
				生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課では、各課より挙げられた講座メニューをまとめ市民に情報を提供し、市民より要望があった際に、講座の開催に係る調整を行っています。 男女共同参画に関する講座は以下のとおりです。 ・浦安市の男女共同参画について 男女共同参画に関する講座は平成30年度において情報提供をしましたが、申請はありませんでした。。 			○	

課題1. 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
				男女共同参画センター	・性別役割分業、女性の自立・エンパワーメント、人権問題、デートDV、性的少数者への理解等のテーマを取り上げ主催講座を開催しました。 <講座等> ・男女共同参画センター推進講座 33人 ・私らしい生き方～ジェンダーに気づく 12人 ・ブックトーク「女らしさ入門(笑)」 11人 ・自分で守ろうココロとカラダ～親子で学ぶ護身術 13人 ・納得・支持を得るプレゼンカUP講座 10人 ・イライラや怒りの感情と上手に付き合うためのアンガーマネジメント講座 20人 ・勉強会「女性差別撤廃条約と私たち」 4人 ・勉強会「幸せに生きるための処方箋～家事・育児と働きを棚卸」 8人 ・勉強会「幸せに生きるための処方箋2～ワンオペ育児の乗り切り方」 5人		○		
	②市職員を対象とした研修の実施	1.職員研修の実施	男女共同参画を推進していくための職員研修を実施します。	人事課	・派遣研修において、自治大大学校及び千葉県自治研修センターの研修機関に、合計3名の職員を派遣しました。		○		
				男女共同参画センター	・男女共同参画社会の形成について、職員の理解を深めるとともに意識の醸成を図ることを目的に、研修会を実施しました 職員研修 対象・各課1名 49人参加 これからの男女共同参画社会に向けて～男女共同参画の現状と課題～		○		

課題1. 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
3. 次世代に向けて男女平等や自立を育む教育を推進します	①発達段階に応じた男女平等教育の推進	1.男女平等教育の推進	保育園、幼稚園、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	保育幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園・認定こども園では、園児への言葉かけで、ジェンダーに関わる言葉を使わないようにしたり、保育環境において色の選択に配慮するなど、男女平等教育の推進につなげました。 また、幼稚園・こども園では、保護者アンケート等も踏まえ、令和2年度より園服の色を一色に統一することとしました。 		○		
				指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安市教育ビジョンの「めざす子ども像」の「自分や他人のよさを認め、互いに尊重し合う豊かな心をもった子ども」に基づき、「浦安市学校教育指導の指針」に「学校人権教育」の重点目標を定め、発達の段階に応じた児童生徒の男女平等の意識を含めた人権意識の醸成を図ることに努めました。 ・学校教育全体を通して、男女の性差のイメージを強調し固定的な性役割分担意識を持たせてしまわないよう、「男の子らしく」「女の子らしく」のような男女の特性や能力を固定的にとらえる見方や言動に気を付けたり、男女混合名簿の作成を導入したりと、男女平等の視点に立った教育活動の展開に努めました。 ・市立幼稚園、認定こども園の園服の色について保護者アンケートを元に検討し、男女別ではなく、統一した色(紺)を令和2年度より使用することを決定しました。(保育幼稚園課) 		○		
		2.キャリア教育の実施	小・中学校において、職業意欲を育てる教育を実施します。	指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が、勤労観、職業観を身に付け、社会で自立し、仕事を通じて社会に貢献することができるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を推進しました。 ・小中学校では、地域の職場を学習の場として体験的な学習を実施しています。また、キャリア教育研修会を2回開催して、各学校のキャリア教育連携プランを見直すことでキャリア教育の充実にも努めました。 ・中学校の職場体験の実施状況としては9校中8校が実施しました。(88.9%) ・小学校の職業に直接かかわる体験活動の実施状況としては17校中14校が実施しました。(82.4%) 		○		
		3.次世代リーダーの育成	小学校児童や中学校生徒を対象に、リーダーとしての資質・能力や郷土愛を育むことを目的とした学びの場を提供します。	指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・市立中学校の生徒27名を対象に、21世紀のふるさと浦安を担うリーダーとしての資質・能力の向上を図ることを目的に、講話の聴講や体験活動、集団討議などの研修を行いました。市内施設での宿泊研修では、市長や塾長の講話を聴講したり、市内高齢者施設でのVR体験や市内プロラグビーチーム練習施設でのイベント企画などの研修を行いました。 ・生徒、保護者、教員を対象とした事後アンケートによると、塾生の「充実していた」という肯定的な意見が100%でした。また、保護者の「効果的であった」という肯定的な意見は78%、教員も74%ということで、一定の事業成果があったと考えています。 		○		NEW

課題1. 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂 新規
						十分達成 している	ほぼ達成 しているが 一部課題 が残る	改善を要 する点 がある	
②子どもの成長段階にあわせた性教育の実施	1.性教育の実施	小・中学校において、互いの性を理解し、尊重できるよう発達段階に合わせた性教育を実施します。	保健体育 安全課	・「保健教育推進事業」は市内各小中学校において、いのちの教育として性教育を行う事業となります。年度に1回、外部講師による講演会として小・中学校において、互いの性を理解し、尊重できるよう発達段階にあわせた性教育を実施しています。 ・「保健教育推進事業」を平成30年度に実施したのは、小学校17校中17校、中学校9校中8校です。		○			
	2.性感染症に関する予防教育の実施	中学校において、エイズや性感染症の知識や予防に関する教育を実施します。	保健体育 安全課	・「保健教育推進事業」は市内各中学校において、いのちの教育として性教育を行う事業となります。年度に1回、外部講師による講演会として中学校において、エイズや性感染症の知識や予防に関する教育を実施しています。 ・「保健教育推進事業」を平成30年度に実施したのは、中学校9校中8校です。		○			
	3.保護者への思春期に関する理解を促す講座の開催	小・中学校の保護者に向け、思春期の心やからだの変化について理解を促す講座を開催します。	母子保健課	H29年度終了	-	-	-		
③教職員を対象とした研修の実施	1.人権・男女共同参画の理解を促す教職員研修の実施	人権・男女共同参画を推進していくための教職員研修を実施します。	指導課	・男女平等教育を含めた人権教育を指導する教職員に対し、人権教育研修会を開催し、資質向上を図りました。小中学校26校より学校人権教育担当者26名が参加しました。アンケートを4段階で行い、「内容が分かったか」の項目で84%が「とてもそう思う」と回答しました。また、「ためになったか」の項目で80%が「とてもそう思う」と回答しました。 ・生徒の「人権作文」への取組は、市立中学校9校、合計1,264点「人権ポスター」は市立中学校3校、市立小学校1校、合計64点応募がありました。教職員が人権に関する見識を深めました。		○			
						9	13	1	

課題2. ワーク・ライフ・バランスの推進

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
1. ワークライフバランスの実現に向けた取り組みを推進します	①市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1. 育児休業等取得しやすい環境の整備	育児休業等に関する資料を配布し、取得手続や経済的支援等について情報提供します。また、研修等において育児休業制度等を周知します。	人事課	・育児休業等の取得に関する通知を行うことや窓口での説明を徹底するとともに、庁内報においても育児休業を取得した男性職員を紹介することで、育児休業取得者だけでなく、職場全体への意識も高めました。平成30年度の男性職員の育児休業取得率は、3.8%となりました。			○	NEW
		2. 男性職員の配偶者の分べんのための特別休暇取得率の公表	配偶者の分べんのための特別休暇について周知徹底を図り、休暇制度を利用した男性職員の経験談等を庁内報等で紹介します。また、特別休暇取得率を広く公表します。	人事課	・休暇制度を利用した男性職員の経験談等を庁内報等で紹介しました。配偶者の分娩のための特別休暇について、対象者26名中、26名(100%)の職員が取得しました。また、「浦安市特定事業主行動計画」において、特別休暇の取得率を公表しました。			○	
		3. 時間外等勤務の縮減	毎週水曜日のノー残業デーを周知徹底し、時間外等の勤務状況を把握し、当該所属長への指導の徹底を図ります。	人事課	・ノー残業デーの実施においては、定時退庁日確保したことで、職員の活力低下の防止と公務能率の維持向上が図られました。長時間勤務者においては、医師等による面接を実施するとともに、所属長に対しても職員の健康確保における指導を行うことで、長時間勤務による健康障害の防止を図りました。			○	
②事業者におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の推進	1. 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法の普及・啓発	次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法の普及に向け啓発を行います。また、国の助成制度に関する情報提供も行います。	商工観光課	・広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関パンフレットを商工観光課窓口に設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。			○	NEW	
		2. 男性の育児・介護休業取得率向上に向けた普及・啓発	男性の育児・介護休業取得率向上を目指し、男性が育児・介護休業を取得しやすい職場づくりのための啓発を行います。	商工観光課	・広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関パンフレットを商工観光課窓口に設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。				○
		3. 長時間労働削減に向けた普及・啓発	男女共同参画のさらなる推進のため、事業所に向けて長時間労働削減への理解を深めるための啓発を行います。	商工観光課	・広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関パンフレットを商工観光課窓口に設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。				○
③事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取り組み支援	1. ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰制度の検討	他の模範となる企業や商店を表彰する優良企業表彰制度を活用して、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを、企業等の表彰の審査基準に盛り込むことを検討します。	商工観光課	・平成30年度においても、優良企業表彰を実施し、優良企業賞2社、優良商店賞1社の合計3社を表彰しました。うち、優良企業賞を受賞した「株式会社森製作所」については、「社員の福利厚生にも重きを置き、働きやすい環境づくりに努めている」ことも受賞理由となっています。			○	NEW	
	2. アドバイザー派遣による支援	経営、労務、ワーク・ライフ・バランス等の相談について、社会保険労務士、中小企業診断士等を派遣して支援します。	商工観光課	・事業運営上の様々な課題に関して、適当な専門家に無料で相談できる「中小企業経営等アドバイザー派遣制度」を運用し、平成30年度については延べ11の事業者にアドバイザーを派遣しました。			○		

課題2. ワーク・ライフ・バランスの推進

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
2. 就業継続に向けた保育や子育てを支援します	①男女が共に就業継続できる育児支援の充実	1.保育事業の充実	待機児童の解消を目指し、施設の整備、産休明け保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、保育ママ事業の充実を図ります。また、事業所内保育施設設置・運営支援等の情報提供を行います。	保育幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> ・私立認可保育所2園(めぶき保育園、さくら保育園:平成31年4月1日開設)、私立小規模保育所1園(このは保育園:平成31年4月1日開設)について、整備を進めました。 ・あわせて、上記3園で、延長保育の充実を図りました。(平成31年4月1日現在実施園:認可保育所32園 小規模保育所2園) ・新たに1施設で病児保育事業を開始しました。(浦安中央病院【ぱんだルーム】:平成30年5月1日開始) 	○			NEW
		2.幼稚園型認定こども園での育児支援の拡充	幼稚園型認定こども園を増やします。	保育幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園2園について、幼稚園型認定こども園への移行を進めました。(神明認定こども園・入船南認定こども園 平成31年4月1日開設 令和元年度幼稚園型認定こども園数:11園) 	○			
		3. 児童育成クラブ事業の充実	児童育成クラブの充実を図ります。	青少年課	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から4年生までの児童と療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする6年生までの児童を対象に、入会要件を満たす場合において、放課後等の時間帯に、家庭に代わる生活の場を提供し、遊び及び生活を通じてその健全な育成を図りました。 ・児童育成クラブ:17クラブ 62施設 入会児童数2,213人(H30.5.1現在) 	○			
	②家庭・地域で担う子育て支援の推進	1.地域での子育て支援	子育て家族支援者養成講座の開催、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	子ども課	<ul style="list-style-type: none"> ・育児の援助を受けたい人(おねがい会員)、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)、両方とも希望をする人(どっちも会員)が、地域の中で支え合う会員相互の援助活動により、子育てをする家庭の育児を支援しています。平成30年度活動実績は、6,281件です。 	○			
		2.多様なニーズにあわせた子育て支援	保護者の病気、出産などで休息や息抜きが必要なとき等、こどもショートステイの実施、エンゼルヘルパーの派遣事業を実施します。	子ども課	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病、出産、看護等の理由で一時的に養育が困難となった家庭の児童や保護が必要な母子等を施設で養育・保護しました。平成30年度実績は、6世帯7名が利用、延べ47泊となっています。 	○			
		こども家庭支援センター	保護者が出産後や病気などで一時的に家事や育児ができない時で、周りからの支援が見込めない家庭に、家事や保育のお手伝いをするエンゼルヘルパーを派遣しました。平成30年度延べ派遣件数1,155件		○				
	3.小学生の放課後居場所づくりの充実	小学校での放課後異年齢児童交流促進事業、青少年館での居場所づくり事業の充実を図ります。	青少年課	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後異年齢児童交流促進事業では、学校施設等を利用して安全で安心な遊び場を提供するとともに、異年齢の子どもたちの交流や体験活動を通して、子どもたちの創造性や自主性、社会性を育みました。また、青少年館では自発的な学習やスポーツ、音楽等の体験活動を実施し、青少年の交流や仲間づくりの場を提供しました。 ・放課後異年齢児童交流促進事業 延べ利用児童数(1~6年生) 141,254人 ・青少年館 利用数 48,534人 (内訳)小学生23,426人、中学生 12,615人、高校生 7,478人、23歳未満(学生・社会人) 1,743人 その他 3,272人 	○				

課題2. ワーク・ライフ・バランスの推進

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
3. 職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します	①女性の職業能力の開発と様々な働き方への支援の実施	1.職業能力の開発等の講座の開催	職業能力を開発し、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、再就職支援の講座を開催するとともに、再就職に関する相談会を開催します。	商工観光課	・特に再就職に向けた支援が求められる子育て中の女性に支援を行うため、千葉県ジョブサポートセンターの協力を得て、平成30年10月25日に「子育てお母さんの再就職支援セミナー」を開催しました。(20名参加)	○			NEW
		2.キャリアアップや再就職等の相談の実施・充実	専門家による職場での不平等の解消や社会保険への加入など就業・労働相談や、再就職に関する情報提供や相談等を実施します。	商工観光課	・市内在住・在勤の方を対象として、雇用・労働に関する相談に対して専門相談員(社会保険労務士)による相談を年24回(月2回開催)実施しました。 ・キャリアコンサルタント資格を有する方を就労支援アドバイザーとして雇用し、地域職業相談室に週3日配置し就労相談を行いました。	○			
		3.多様な働き方に関する情報提供	パートタイム、派遣労働や、在宅ワークなどのSOHOフリーランスなど、さまざまな働き方に対する支援や労働に関する法制度の普及・啓発を行います。	商工観光課	・広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関パンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。	○			
②仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進	1.仕事と家庭の両立に向けた講座開催	仕事と育児・介護などの家庭生活の両立に向けて仕事と家庭生活の両立に関する講座や男性が家庭での役割を担うために役立つ講座を開催します。		公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・「夫婦で感情的にならない子育てを！」(高洲公民館)(参加者人数10組) ・「人生をもっと楽しもう！男性専科」(高洲公民館)(参加人数25人) ・高洲児童センター共催 パパと子のわくわくランド(高洲公民館)(参加人数64人32組) ・「うらやす子育てミーティング」(中央公民館)(参加人数70人) ・「うらやす子育てミーティング@産前産後版 パパママ対象」(中央公民館)(参加人数68人) ・「子育て支援講座パパママ応援」(堀江公民館)(参加人数169人) ・朝食を作ってみよう！(堀江公民館)(参加人数6人) ・お父さんと科学しよう！「親子でパン作り」(富岡公民館)(参加人数21人9組) ・「子育て支援講座 食事作りを楽しもう！」(富岡公民館)(参加人数14人) ・「わたしらしく頑張らずに育休復帰」(美浜公民館)(参加人数36人) ・「親子のくつろぎスペース ほっこり」(日の出公民館)(参加人数126人) ・お父さん出番ですよ「親子deわくわくパン作り」(日の出公民館)(参加人数16人8組) 	○			NEW
				男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て・仕事・男性の家庭での役割などのテーマを取り上げ意識啓発の講座を開催しました。〈講座等〉 ・男女共同参画センター推進講座・・33人 ・私らしい生き方～ジェンダーに気づく・・12人 ・ブックトーク「女らしさ入門(笑)」・・11人 ・自分で守ろうココロとカラダ～親子で学ぶ護身術・・13人 ・納得・支持を得るプレゼン力UP講座・・10人 ・イライラや怒りの感情と上手につき合うためのアンガーマネジメント講座・・20人 ・勉強会「女性差別撤廃条約と私たち」・・4人 ・勉強会「幸せに生きるための処方箋～家事・育児と働きを棚卸」・・8人 ・勉強会「幸せに生きるための処方箋2～ワンオペ育児の乗り切り方」・・5人 	○			

課題2. ワーク・ライフ・バランスの推進

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂 新規
						十分達成 している	ほぼ達成 しているが 一部課題 が残る	改善を要 する点 がある	
		2.出産準備・乳幼児の育児に関する講座	夫婦で参加する育児に関する講座を開催します。	母子保健課	実績 平成30年度 妊婦実人数:337人 妊婦延人数:738人 パートナー実人数:255人 パートナー延人数:255人	○			
		3.子育てに関する情報冊子の発行	市民との協働による子育てハンドブックを作成します。	こども課	妊娠・出産から子どもの成長段階に合わせた構成とし、出産後の各種手続きや母子保健サービスの流れ、保育園・幼稚園の入園情報のほか子育てに必要な行政情報に加え、市内施設の授乳室・おむつ替えスペースマップ等を掲載しています。 配布対象は子育て中の方とし、どなたでも手に取ることができるよう配布を行いました。 平成30年度は7,000冊印刷しました。	○			
		4. 介護保険制度の周知	介護をしながら就労継続ができるよう介護保険制度の周知をします。	介護保険課	第1号被保険者となる65歳年齢到達者及び転入者等、新たに本市の第1号被保険者となる方に対し、介護保険被保険者証を送付の際に介護保険パンフレットを同封し介護保険制度の周知を図った。 また、日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターに、介護保険関係の相談者等への配布用に、介護保険のパンフレットを配布し介護保険制度の周知を図った。	○			
③地域での役割を担うための啓発の推進	1.地域参画を推進するイベント等の開催	地域活動を支援、推進するためのイベント等を開催します。		協働推進課	・市民活動フェスティバル2018 参加団体:36団体 来場者:3,599人 ・まちづくり講座 テーマ:「NPOとお金の話 ～知ってトクする資金調達～」 来場者:36人 ・若者のための夏休みボランティア2018 プログラム数:38(受入れ団体数:29団体) 参加者:302人 ・つなぐプロジェクト 提案プログラム数:35団体・67プログラム 連携事業件数24件	○			
						18	5	1	

課題3. あらゆる分野に参画する機会の確保

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂 新規
						十分達成 している	ほぼ達成 しているが 一部課題 が残る	改善を要 する点 がある	
1. 政策・方針 決定過程へ の女性の参 画を促進しま す	①市役所にお ける女性活躍 の推進	1.性別のかた よりのない職 場環境の整備	行政事務職の女性採用 試験の申込者数を40%以 上にするように周知を図り ます。	人事課	・平成30年度の行政職の女性採用試験の申込 者数は、298人中109人であり、全体の37%で した。		○		NEW
		2.女性が活躍 できる職場環 境の整備	女性職員の意欲向上のた め、ロールモデルとなる先 輩女性職員の事例や経 験談を庁内報等で紹介し ます。また、女性職員の キャリアアップ意識を高め るための外部研修を行 います。	人事課	・今後の庁内報等の作成に活用できるよう、ロー ルモデルとなる先輩女性職員からの事例や経 験談を取りまとめました。また、派遣研修にお いて、自治大学校及び千葉県自治研修センター の研修機関に、合計3名の職員を派遣しました。	○			
		3.各役職段階 の職員の女性 割合の把握 ・公表	係長級以上の女性職員の 割合を把握・公表しま す。	人事課	・係長級以上の女性職員の割合を把握し、「浦 安市特定事業主行動計画」において、係長級以 上の女性職員の割合を公表しました。平成30年 度における係長級以上の女性職員の割合は 33%となりました。		○		
	②事業者にお ける女性活躍 の促進	1.女性活躍や ポジティブ・ア クションに関 する普及・啓 発	ポジティブ・アクションの普 及に向け啓発を行いま す。また、市内で女性活 躍に積極的な事業者等の 情報収集・発信に努めま す。	商工観光課	・平成30年度においても、優良企業表彰を実施 し、優良企業賞2社、優良商店賞1社の合計3社 を表彰しました。		○		NEW
		①地域活動に おける男女共 同参画の促 進	1.地域活動へ の参加促進	あらゆるひとが、地域で活 躍する場を得られるよう に、自治会活動や市民活 動団体等に関する情報を 提供し、参加を促します。	地域振興課	・転入手続き時に自治会案内のチラシの配布。 自治会連合会及び自治会に対して、補助金を交 付。 自治会連合会では広報紙「うみかぜ」の発行(ポ スティングにより全戸配布)やホームページを活 用し、自治会活動をPR、加入に向けての活動を 展開しています。 また、自治会の活発な活動を支援することで、新 たな会員獲得を促しています。	○		
			協働推進課	・市民活動センターの利用を承認されている市 民活動団体の代表、会員数については、男女問 わず市民活動センターホームページ等にて公開 しています。	○				
3. 審議会等 における委員 構成の男女 比の適正化を 図ります	①審議会等 における女性 委員割合の向 上	1.委員の女性 割合の向上	審議会等への女性の参 画を促し、女性委員割合 の向上を図ります。	協働推進課	・委員総数778名中、女性委員は267名(34.3%) ・公募委員数48名中、女性委員は25名(52.1%) ・審議会等総数64団体中、女性委員を含む審議 会は48団体(75%) (平成31年3月末現在)	○			
		2.公募による 委員登用の 拡大	審議会等への市民参加を 促し、公募委員の登用を 拡大します。	協働推進課	・委員総数778名中、公募委員48名(6.2%) ・審議会等総数64団体中、公募を含む審議会23 団体(35.9%) (平成31年3月末現在)		○		
						4	4	0	

課題4. 防災における男女共同参画の推進

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂 新規
						十分達成 している	ほぼ達成 しているが 一部課題 が残る	改善を要 する点 がある	
1. 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立します	①男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	1.男女共同参画センターによる防災情報の提供	男女共同参画センターが発行する情報紙において特集記事を組み、災害発生等緊急時の対応や行動マニュアル等についての情報を発信します。	男女共同参画センター	・30年度は、男女共同参画に関する防災情報を情報紙において情報提供することができませんでした			○	NEW
		2.地域防災計画の見直し	男女共同参画の視点を踏まえ、地域防災計画を見直します。	防災課	・平成27年度の地域防災計画(風水害編・大規模事故編)の改定にあたり、平成25年5月に内閣府男女共同参画局が発表した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等を参考に作成しました。	○			
		3.自主防災組織への支援の拡充	地域の自主防災組織への女性の参画を促すとともに、支援を拡充し連携を図ります。	防災課	・平成24年度から自主防災組織間の連絡調整・情報共有を目的として、自主防災組織連絡協議会が設立され、当該協議会の総会・部会等において、男女の参加による意見交換が行われました。	○			
		4.女性消防団員参画の推進	地域で活動する消防団員への女性の参画を推進します。	消防本部 総務課	・年2回ミニコミ紙へ掲載している入団促進用の記事内容については、女性団員が打ち合わせから参加し、女性視点の様々なアイデアの元掲載しました。 ・第24回全国女性消防団員活性化滋賀大会が滋賀県大津市で開催され、全国より約3,000人の女性団員が集う中、本市女性団員17名が参加し、日頃の消防団活動や取組等についての活動事例の発表及び展示ブースを実施し、本市女性分団の活動を全国の女性団員にアピールすることができました。(平成30年11月9日～10日) ・令和元年11月13日に開催する第24回全国女性消防操法大会に千葉県代表として出場することが決定し、平成31年2月6日より訓練を開始しました。	○			
	②男女が共に防災に参画するための啓発の促進	1.大規模災害等に備えるための講座の開催	自治会等を対象に、大規模災害等に備えるための講座を開催します。	防災課	・各自主防災組織が実施する訓練等の取り組みの中で、要望に応じ、危機管理監や防災課職員による講話を行った。講話では、日中の震災等で、若い男性が不在の場合が想定され、女性や高齢者による初期消火や避難誘導等の対応が必要になる旨、説明をするとともに、訓練等にも女性も積極的に参加してほしい旨説明を行いました。	○			
		2.防災についての職員研修の実施	男女共同参画の視点を踏まえた防災体制強化のため、職員研修を実施します。	防災課	・首都直下地震等が発生した場合の初動期における災害対策本部の各対策部職員及び地域住民の対応力向上を図ることを目的に、平成31年2月9日(土)に平成30年度浦安市実践型訓練を総括対策部等の男女108名の参加により実施した。	○			

課題4. 防災における男女共同参画の推進

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規	
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある		
2. あらゆる人に配慮した防災体制を確立します	①あらゆる人に配慮した防災体制の整備	1.きめ細やかな広報活動の推進	防災情報や災害発生等緊急時における情報発信について、誰もが情報を受け取れるよう、きめ細やかな広報活動を推進します。	広聴広報課	・広報うらやす(日本語版・英語版・声の広報)、行政情報番組「こちら浦安情報局」、市ホームページ、重要なお知らせメールサービス、ツイッターなどさまざまな媒体を通じて情報を発信しました。	○				
		2.災害時の外国人住民への支援の促進	災害時における外国人住民を支援するためのボランティアを養成するための講座を開催します。	地域振興課	・浦安市国際交流協会と浦安在住外国人会との共催により、災害時への備えの充実を図るため、災害時に外国人市民を支援するためのボランティアを養成する講座を開催しました。 ・講座名: 災害時外国人サポーター養成講座 ・日時: 平成31年1月20日(日)及び1月27日(日) ・場所: 市庁舎10階協働会議室 ・受講者: 延べ76人	○				
		3.支援が必要な高齢者・障がい者の把握	災害発生等緊急時において、支援が必要な人を把握します。	介護保険課	・災害時に支援が必要な人を把握するために、介護保険課、障がい福祉課、高齢者福祉課の3課で登録した情報をとりまとめ、災害時要援護者名簿を作成しています。 ・災害時要援護者名簿は年1回(12月頃)、民生委員や地域の自主防災組織へ提供しています。平成30年度の登録者数は次のとおりです。 要介護3～5:543人、視覚障害、肢体不自由下肢・体幹、運動機能障害(移動・四肢)のいずれか1・2級:285人、要介護1・2:620人、上記以外の身体障害者手帳1・2級:329人、療育手帳○A及びA:103人、精神障害者保健福祉手帳1級:12人、65歳以上高齢者のみの世帯:200人、合計2,092人		○			
				障がい福祉課	・災害時に支援が必要な人を把握するために、介護保険課、障がい福祉課、高齢者福祉課の3課で登録した情報を社会福祉課でとりまとめ、災害時要援護者名簿を作成しています。 ・災害時要援護者名簿は年1回(12月頃)、民生委員や地域の自主防災組織へ提供しています。 ・平成30年度の登録者数は次のとおりです。(合計2,092人) 条例で定まっている者:828人 要介護3～5:543人、視覚障害、肢体不自由下肢・体幹、運動機能障害(移動・四肢)のいずれか1・2級:285人、 ・登録同意者及び登録希望者:1,264人 要介護1・2:620人、上記以外の身体障害者手帳1・2級:329人、療育手帳○A及びA:103人、精神障害者保健福祉手帳1級:12人、65歳以上高齢者のみの世帯:200人、 また、介護保険課と障がい福祉課の2課で緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与と情報発信料の助成を行っております。現在端末は生産を終了しており、新規受付をしておりませんが、障がい福祉課において平成30年度末では80台の貸与を行っております。		○			
				高齢者福祉課	・災害時に支援が必要な人を把握するために、介護保険課、障がい福祉課、高齢者福祉課の3課で登録した情報をとりまとめ、災害時要援護者名簿を作成しています。 ・災害時要援護者名簿は年1回(12月頃)、民生委員や地域の自主防災組織へ提供しています。平成30年度の登録者数は次のとおりです。 要介護3～5:543人、視覚障害、肢体不自由下肢・体幹、運動機能障害(移動・四肢)のいずれか1・2級:285人、要介護1・2:620人、上記以外の身体障害者手帳1・2級:329人、療育手帳○A及びA:103人、精神障害者保健福祉手帳1級:12人、65歳以上高齢者のみの世帯:200人、合計2,092人		○			
						7	3	1		

課題5. 男女が共に安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規	
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある		
1. 在住・在勤外国人が安心できる環境を整備します	①外国人のための生活情報の提供	1.外国語による情報発信の推進	広報紙及びホームページ等、外国語での情報を発信します。	広聴広報課	・毎月一回英字広報「City News うらやす」を発行し、各公共施設で配布したほか、日刊英字紙への折り込みをしました。 ・市ホームページにおいて多言語翻訳機能による発信を行いました。 (英語・中国語・韓国語・タガログ語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・ポルトガル語)	○				
		2.外国人相談窓口の充実	外国語で対応できる相談を実施し、女性の相談に関しては、「女性のための相談」と連携を図ります。	地域振興課	・外国人にも住みやすいまちづくりを推進するため、外国人市民に対し、外国人相談アドバイザーが生活情報の提供や生活上の問題点等の相談を受けました。 ・相談は7ヶ国語(英語、中国語、フランス語、ポーランド語、ロシア語、スペイン語、日本語)で対応しました。 ・年間相談対応件数は514件でした。	○				
	②多文化への理解を深めるための事業の実施	1.国際交流の推進	国際センターを拠点として、国際交流を推進します。	地域振興課	・研修室等の使用管理、国際理解・交流に関する情報提供、多文化共生・環境フェアの事務局運営、その他自主事業等を行いました。 ・平成30年度の総来館者数は35,452人でした。	○				
		2.国際社会理解講座の開催	多文化への理解を深めるため、市民に対して講座を開催します。	地域振興課	・英語による講演会“ Our World Today ”は、平成30年度から共催ではなく、浦安在住外国人会主催による開催となりました。H29年度終了	-	-	-		
	公民館					・「家庭でできる！本場イタリア料理教室」(高洲公民館)(参加人数13人) ・「やさしい日本語を話そう～2020年に向けて～お・も・て・な・し～」(高洲公民館)(参加人数18人) ・日本語教室初級(中央公民館)(参加人数14人) ・イタリア文化講座～ローマ編(当代島公民館)(参加人数23人) ・イタリア文化講座Ⅱ～ローマ編(当代島公民館)(参加人数20人)	○			
		市民大学校				・平成30年度開講講座の1つとして「世界との出会い We are with youーグローバルな視点に根ざしたうらやすづくりに向けてー」(全20回・各回90分)を実施しました。世界において広く活動されている方々を講師として招き、「協働」の観点から世界の文化との出会いの実像や意味などについて学ぶ様々な授業を展開しました。 講座実施期間：平成30年6月8日(金)～平成31年3月8日(金) 受講生数：69名(定員40名) 満足度：89%(全20回のアンケート結果平均値)	○			
2. 若者の社会参画と自立を支援します	①若者へのキャリア形成の支援	1.若年層の就職状況の把握	アンケート調査や就職相談、セミナー等を通じて、若年層の就職状況を調査します。	商工観光課	・「いちかわ・うらやす若者サポートステーション」のサテライトを「浦安地域職業相談室」に設置し、若者向けの相談を実施しました。 (月2回の開催) ・就職活動に不安を抱えるお子さんをお持ちの保護者の方に向けた講演会(平成30年9月29日開催)を開催し53人の参加者があり、発達障がい者の就労をテーマとした講演会(平成30年10月27日開催)には59人の参加を得るといった成果がありました。	○				

課題5. 男女が共に安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
3.ひとり親家庭の社会参画と生活を支援します	①自立のための生活支援の充実	1.ひとり親家庭への助成	生活支援のための助成を行います。	こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当支給事業 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童(政令で定める障がいがある場合は、20歳未満まで)を養育している父または母、もしくは養育者(父母に代わって児童を養育している方)に児童扶養手当を支給しました。【H30年度末 受給資格者数 1,023名】 ・ひとり親家庭住宅手当支給事業 20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等の世帯主で、賃貸住宅にお住まいの方(月額1万円を超える家賃を払っている方)に住宅手当を支給しました。【H30年度末 受給者数 485名】 ・交通遺児手当支給事業 交通事故により、ひとり親(重度の障がい者を含む)となった中学校修了前の児童を養育している方に交通遺児手当を支給しました。【H30年度末 受給者数 2名】 ・ひとり親家庭等医療費等助成事業 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童(政令で定める障がいがある場合は、20歳未満まで)を養育している父または母、もしくは養育者(父母に代わって児童を養育している方)に医療費を助成しました。【H30年度末 受給資格者数 993名】 	○			
		2.ひとり親家庭への相談の実施	専門家によるひとり親家庭への相談を実施します。	こども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の生活等の相談に応じるとともに、自立に必要な指導・助言を行いました。 平成30年度延べ相談件数2,413件 	○			
	②社会参画のための就労支援の推進	1.ひとり親家庭の保護者への就労支援	職業訓練情報の提供をし、就業支援講座を開催します。	こども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の自立促進のため、パソコン教室や就労支援講座を開催するとともに、ハローワークなどの関係機関と連携を取りながら、個別に自立支援プログラムを策定しました。 平成30年度教室・講座延べ参加者数 21人 自立支援プログラム申請者 1人 		○		
4. 高齢者や障がい者の社会参画と生活を支援します	①高齢者支援事業の推進	1.高齢者への就労支援	シルバー人材センター等、高齢者の就労の場を確保し提供します。	高齢者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用情勢が改善するとともに、65歳までに雇用延長が義務付けられたことから高齢者を積極的に雇う企業が増えたことにより、全国的に会員数が伸び悩んでおり、本市でも、平成30年度の正会員数は361名で、前年比29名の減少となっております。 こうした状況下ですが、会員の経験と技能を地域社会の発展に少しでも役立て、会員の生きがいの充実につながる活動を行いました。 		○		
		2.高齢者に関する相談の実施	高齢者の介護に関して、専門家による相談を実施します。	猫実地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等専門職による相談を受け付けました。 平成30年度 地域包括支援センター相談件数 介護保険その他保健福祉サービスに関すること 12,460件 権利擁護(成年後見制度)に関すること 374件 高齢者虐待に関すること 808件 合 計 13,642件 	○			
	②障がい者支援事業の推進	1.障がい者への就労支援	ワークステーション等を中心に障がい者の就労の場を確保し提供します。	障がい事業課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の就労・雇用が円滑に行われることを目的に、障がい者就労支援センターの運営を委託しました。 ・障がい者の就労相談、就労準備訓練の実施、職業評価を行うための職業センターへの同行、ハローワークへの登録のための同行、職場開拓、離職者支援、就職面接への同行、職場定着支援などを行いました。 		○		

課題5. 男女が共に安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
		2.障がい者に関わる相談の実施	窓口や電話等において、障がい者に関わる相談を実施します。	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 各障害者手帳や手当、障がい福祉サービス等に関する様々な申請・届出及び相談等については、手帳の取得の相談や手帳交付時における各種障がい福祉サービス等の説明とサービスが利用の仕方の相談など、多岐にわたっています。 平成31年3月末現在の手帳所持者数は、身体障害者手帳は3,120人で前年度より107人増、療育手帳は782人で19人増、精神障害者保健福祉手帳は1,059人で125人増となっており、障害者手帳所持者数の増加と共に相談件数が年々増加傾向にあるだけでなく、相談内容も家庭の問題など複雑な課題が多くなっています。 	○			NEW
		3.障がい児保育、教育の充実	保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校で障がい児への保育、教育の充実を図ります。	保育幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> 市立幼稚園・認定こども園14園で、支援が必要な園児75名に対して、40名の補助教員、8名の支援員を配置し、教育の充実を図りました。 公設公営保育園7園で、支援が必要な園児42名に対して、26名の加配保育士を配置し保育の充実を図りました。 	○			
				指導課	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の特別支援学級は、現在全17校中11校に設置し、平成31年度に東小学校に設置すると、平成32年度までの目標値70%を達成します。また、在籍児童数は114名です。 中学校の特別支援学級は、平成29年度に堀江中学校に開設し、市立全中学校(9校)への設置が完了し、目標値の100%を達成しました。また、在籍生徒数は58名となっています。 平成31年度は、東小学校特別支援学級新設と北部小学校特別支援学級の学級増により、学びやすさを考慮した環境面の充実を図ってまいります。 ※ まなびサポート事業の就学相談の対象は、年長児と小学校6年生となっています。併せて特別な教育的支援を必要とする児童生徒の多様な学びの環境の充実を図ります。 	○			
		4.障がい児に関わる相談の実施	電話や面談で特別支援に関わる相談を実施します。	指導課	<ul style="list-style-type: none"> 特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人一人の自立や社会参加に向けた相談や支援を行いました。 来所による個別相談を211件(357回)〈内就学相談131件(230回)園・学校への訪問相談は466件(1,128回)行いました。 まなびサポートチームの臨床心理士等の専門職による保護者相談のもと、園・学校の参観等を行い、子どもの状況を観察しました。 また、まなびサポートチームの医師等の意見を参考に就学先を検討することができました。就学後も継続して学校訪問等を行い、効果的な支援の充実を図りました。 ※ 取り組み内容について、平成30年度から電話相談は行っていません。 	○			NEW
						11	5	0	

課題6. 性への理解と生涯を通じた健康の支援

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
1. 互いの性を尊重する意識づくりに取り組みます	①互いの性への理解促進	1.性差医療の情報収集・提供	女性外来等性差医療の情報収集・提供を行います。	男女共同参画センター	・30年度は69冊の図書を購入し、現在、健康分野23冊、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ分野は16冊の蔵書があります。市民への貸し出しや、その他関連資料の閲覧を行いました。		○		
		2.リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	性の自己決定等リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及に向け啓発を行います。	男女共同参画センター	・昨年度は「年代別の女性のホルモンサイクルと健康課題、不調の改善法と治療について」、また、「健康とキャリアを充実させるためのワークライフバランス」について講座を開催しましたが、30年度はリプロダクティブ・ヘルス/ライツをテーマにした講座の開催はありませんでした。			○	
	②多様な性への理解促進	1.性的少数者への理解促進	性同一性障がい等性的少数者への理解を促進する情報提供等を行います。	男女共同参画センター	・図書の貸し出しや新聞記事等のクリッピングなどによる情報提供を行いました。 ・市職員の人権問題に対する理解を深め、人権感覚の向上を図ることを目的に職員研修会を開催しました。「多様性を認め合う職場づくり～LGBT等と組織の課題」		○		
2. 生涯にわたる健康づくりを支援します	①健康づくりへの支援	1.健康診断受診等の促進	女性の健康診断受診の促進等、健康づくりを支援します。	国保年金課	・男女問わず受診対象者全員に個別通知にて健康診断受診券を送付しました。年度の途中には、未受診者に対し、受診勧奨の為の通知を送付しました。 ・特定健康診査受診結果で、保健指導の対象者となった方には特定保健指導を行っています。			○	
		2.女性特有がん検診受診の促進	乳がん、子宮がんに関する周知、検診受診の促進をします。	健康増進課	・子宮がん検診受診勧奨として、罹患率が高く、受診率が低い、25歳を対象に、再勧奨通知を送付しました。 ・乳がん検診受診勧奨として、罹患率の高い年代である50代(今年昨年度の受診者を除き、今まで受診歴があり結果異常なしであった者)を対象に、再勧奨通知を送付しました。 ※平成28年以降受診率算出方法の分母が変わったため、数値の比較ができません。			○	
		3.更年期に関する啓発活動の実施	更年期に関する理解を深めるための啓発活動を実施します。	健康増進課	・「女性のための元気アップセミナー ～ロコモティブシンドロームについて～」というテーマのもと、平成31年3月23日(土)に40～64歳の部、平成31年3月27日(水)に65歳以上の部、各部1回教室を実施しました。 ・対象者は、健康増進課で実施している「骨の健康チェック骨密度測定」参加者のうち、測定の結果骨量減少が見られる40歳以上の女性で、募集人数は各回30名です。 教室の内容として、40～64歳の部では「加齢に伴う身体機能や姿勢の変化について」、65歳以上の部では「健康寿命とロコモティブシンドロームについて」、それぞれ講義と測定、実技を行いました。 ・教室の参加者数は、40～64歳の部28名、65歳以上の部34名となりました。			○	

課題6. 性への理解と生涯を通じた健康の支援

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
		4.メンタルヘルスサポートの推進	うつ病予防等、メンタルヘルスに関する事業を推進します。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、同法第13条2に定める「市町村自殺対策計画」として「浦安市いのちとこころの支援計画(浦安市自殺対策計画)」を平成31年3月に策定しました。 自殺予防対策に係る施策の検討や実施に当たり関係機関との連絡・調整等を行うため、『浦安市いのちとこころの支援対策協議会』を設置しており、庁内・外委員で構成される協議会・実務者会議を実施しました。(協議会:5/30、11/2、2/6 実務者会議:4/17、5/29) 平成30年7月30日に筑波大学医学医療系社会精神保健学教授の斎藤環氏による『家族支援とオープンダイアログ(開かれた対話)の手法を学ぶ』について浦安市民を支援する方を対象に講演会を開催し、76名が参加しました。 平成30年9月28日、10月12日、平成31年3月8日に聖マリアンナ医科大学病院の田口学氏による、市民・市民活動団体・市職員対象のゲートキーパー養成講座を行い、合計145名(市民:27名、市民活動団体:42名、市職員76名)が参加しました。(平成23年度からの累計:実施回数31回、受講者数961名(うち庁内523名)) 浦安市の自殺対策について賛同を得ていた方の集いとして「つなぐ・つながる会」を平成30年11月に発足しました。(実施回数:3回(11/12、1/17、2/21)メンバー数:50名) 	○			
②妊婦や乳幼児の保護に関する取り組みの充実	1.妊婦・出産に関わる相談の実施	専門家による妊婦・出産に関わる相談を実施します。	母子保健課	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付数 1,345冊 追加交付 15冊(双子分) 父子健康手帳交付数 1,449冊 一回目ケアプラン作成者 1,391件 	○				
	2.妊婦への健康講座の開催	妊婦の健康に関わる講座を開催します。	母子保健課	平成29年度終了	-	-	-		
	3.新生児・妊婦訪問の実施	専門家による新生児・妊婦訪問を実施します	母子保健課	<ul style="list-style-type: none"> 事業実績(実) 妊産婦訪問:1,263件(妊婦7人・産婦1,256人) 新生児訪問:1,268件 H30年度出生数:1,346人 	○				
	4.育児に関わる相談の実施	専門家による育児に関わる相談を実施します。	母子保健課	<ul style="list-style-type: none"> 育児相談 年24回 H30年度 参加人数 実人数578人 延べ1,648人 離乳食クラス 年12回 H30年度 対象者数 1,401人 参加者合計 732人 参加率 52.2%(第1子参加率 70%) 	○				
						3	3	4	

課題7. 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規	
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある		
1. 女性の暴力根絶に向けた取り組みを強化します	①DVIに対する正しい理解の促進	1.DVIに対する啓発の実施	DVIに対する正しい理解の促進、相談の周知等の啓発に関する冊子等を作成し、様々な機会を通じて、周知します。	男女共同参画センター	・DV被害者に必要に応じて配布する「DV被害者支援冊子」を更新しました。 また、市内公共施設等に定期的に啓発用のDVやデートDV相談支援カード、リーフレット等を配布し市民へ啓発を行いました。	○				
		2.二次被害防止等に関する職員、支援者向け研修の実施	DV被害者の対応等に関して、職員、支援者向け研修を実施します。	男女共同参画センター	・市役所職員がDVIについて理解すると共に、DV被害者に対するサポート・支援について考えるため、職員研修を実施しました。 対象 ・DV被害者への自立支援に関わる関連部署18人参加 DV被害者の自立に向けて～DV被害者の自立に向けて必要な総合的支援について～	○				
		3.加害者更生に関する情報の収集・提供	加害者更生に関する情報の収集・提供をします。	男女共同参画センター	・DV関係の図書を購入し、クリッピング等による新聞記事の情報収集を行い必要に応じて提供を行いました。 また、民間のNPO等で実施している加害者更生の講座等も情報提供を行いました。	○				
		4.デートDVに対する啓発の実施	中・高校生向けのデートDVに対する正しい理解の促進を目指す冊子等を作成し啓発します。	男女共同参画センター	・DV相談支援カード(2種類)を啓発のため市役所、市内公共施設、商業施設の女性用トイレに設置しました。また、市内の中学校(9校)にもデートDV相談支援カードを配布しました。 <DV相談支援カード> ひとりで悩んでいませんか 2,000枚 それってデートDVかも 5,000枚	○				
		5.デートDVの防止に関する教職員向け研修の実施	デートDVの防止に関する教職員向け研修を実施します。	指導課	・平成30年度浦安市学校人権教育研修会において、千葉県市川児童相談所所長 渡辺 直氏を講師に招き、「子どもの人権を守る」～児童虐待 親と子にどうかかわるか～をテーマに講演いただきました。小中学校26校より学校人権教育担当者26名が参加しました。アンケートを4段階で行い、「内容が分かったか」の項目で84%が「とても思う」と回答しています。 ・男女共同参画センター「P-Life」みんなの平等を考えてみよう！自分らしく生きるって楽しい！小冊子市内小学校17校への配付において、活用を推進しました。	○				
②相談の実施	1.相談・カウンセリングの実施	専門家による「女性のための相談」「女性のための法律相談」を実施します。	男女共同参画センター	・女性が抱える様々な問題を相談者自ら解決できるように「女性のための相談」「女性のための法律相談」を行っています。 ・「女性のための相談」は月14回、このうち5回は夜の相談で、相談時間は1回50分間、継続しての相談も可能です。 ・法律相談は月2回、相談時間は1回40分間、(原則1回)の相談となります。 <平成30年度相談者数(延)> ・「女性のための相談」 505人 ・「女性のための法律相談」156人	○					
	2.母子・婦人相談の実施	専門家による「母子・婦人相談」を実施します。	こども家庭支援センター	・母子・父子自立支援員兼婦人相談員が、母子・寡婦の生活一般の相談に必ずとともに、自立に必要な指導や助言を行いました。 また、配偶者からのDV相談については、二次被害に配慮しながら十分な聞き取りを行い、安全確保への助言指導を行いました。 平成30年度延べ相談件数 353件	○					

課題7. 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
		3.相談事業に関する連携	「母子・婦人相談」「女性のための相談」を連携して進めます。	こども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員兼婦人相談員が、配偶者からのDV相談を受けた際は、二次被害に配慮しながら十分な聞き取りを行い、安全確保への助言指導を行いました。 ・保護が必要なケースは県の女性サポートセンター、民間シェルターや母子生活支援施設などと連携をとり、自立に向けた指導・助言を行いました。 また、浦安警察署や県婦人相談所、市男女共同参画センターなどと連携をとって対応しました。 平成30年度延べ相談件数 331件	○			
				男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のための相談」では必要に応じて庁内関係部署、関係機関等と連携を行いました。特にDVや虐待に関する相談については、被害者と子どもの安全を守るために、警察や子ども家庭支援センターとの連携をとって対応しました。 	○			
		4.男性のための相談の検討	男性のための相談窓口の設置を検討します。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・男性のための相談窓口の設置については、近隣市の実施状況について調査を行いました。 	○			
③DV被害者に対する救済支援		1.緊急避難時における支援	緊急避難時の手続等を支援します。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急避難が必要なDV被害者に対して、子ども家庭支援センターが支援を円滑に行えるよう、避難の際の関係機関との調整・手続等、連携をとりながら情報の提供を行いました。 	○			
		2.緊急避難時における助成	緊急避難時の交通費・一時的かつ応急的な生活費・宿泊費等を助成します。	こども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者が緊急避難する際の交通費については、助成対象者はいませんでした。一時的かつ応急的な生活費・宿泊費等については、助成対象者は3名おり、それぞれのケースにおいて適切に対応しました。 	○			
		3.住民基本台帳の閲覧等の制限	避難等をしている場合、住民基本台帳の閲覧等の制限をかけます。	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の安全を守るため、本人からの申し出により庁内・警察等関係部署と連携をとりながら住民基本台帳の閲覧等の制限を行いました。 30年度実施件数 132件	○			
		4.関連機関との連携	DVの防止強化、被害者救済に関して、関係機関との連携を強化します。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容、必要に応じて庁内関係部署、関係機関等と連携しました。また、庁内連携する際には支援先に電話し、窓口職員が付き添いました。 	○			
④DV被害者に対する自立支援の強化・拡充		1.DV被害者に対する情報提供	DV被害者に対して、自立に向けた各種情報を提供します。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者へ庁内各課・関係機関からの必要な情報等を提供できるようリーフレットやチラシ等の充実をはかり、また、相談時にも相談員から情報提供を併せて行いました。 	○			NEW
		2.DV被害の支援者(アドボケート)への助成	同行支援等を行うDV被害の支援者(アドボケート)への助成をします。	こども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・同行支援等を行うDV被害の支援者(アドボケート)の利用はありませんでした。 	○			
		3.民間ステップハウス入所時における助成	民間ステップハウス入所時における相談料を助成します。	こども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・民間ステップハウスへの入所時における相談料の助成はありませんでした。 	○			
		4.民間ステップハウスへの支援	民間ステップハウスの運営を支援します。	こども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律」第二十六条により、負担金として民間団体の運営に対し支援を行いました。 民間ステップハウス運営負担金 1団体	○			

課題7. 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂 新規
						十分達成 している	ほぼ達成 しているが 一部課題 が残る	改善を要 する点 がある	
		5.生活保護に関する相談・支援	生活を保障し自立を支援します。	社会福祉課	・配偶者や内縁関係にあるものからの暴力(DV)を受けている方からの相談・申請につきましては、年齢、男女を問わず対応し、必要に応じて関係機関と連携を図ってきました。 また、生活保護の申請に至らなかった場合においても、必要に応じて関係機関への紹介、連携を図りながら、その方が安全・安心した生活がおくれるよう支援を行っております。	○			
		6.市営住宅に関する相談・支援	市営住宅入居のための相談・支援をします。	住宅課	・窓口・電話で市営住宅入居について問い合わせがあった際に、DV被害者として配慮される内容などを説明し、住宅に関して相談に乗っています。	○			

課題7. 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規	
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある		
2. セクシュアル・ハラスメント/パワー・ハラスメントの防止対策を強化します	①市役所におけるセクハラ/パワハラ防止対策の強化	1.市職員のための相談の実施	職員の中から「ハラスメント相談員」を任命し、相談しやすい環境を整えます。	人事課	・ハラスメント相談員が、ハラスメントに悩んでいる職員から相談を受け、早期解決や未然防止につなげることで、職員相互が対等な関係で快適に働くことができる職場環境を維持しています。 また、ハラスメント相談員には、ハラスメント相談対応研修を隔年で実施し、相談員のスキルアップを図っています(平成30年度実施)	○				
		2.セクハラ/パワハラ防止のための職員研修の実施	セクハラ/パワハラ防止対策についての職員研修を実施します。	人事課	・ストレスチェック制度の集団分析結果を活用し、管理職を対象に、所属における長(管理者)の役割やラインケアの基礎知識の理解や、職員のメンタル不調を未然防止を目的とした説明会を実施しました。	○				
	②事業者におけるセクハラ/パワハラ防止対策の推進	1.事業者へのセクハラ/パワハラ防止対策の推進	事業者に向けて、セクハラ/パワハラ防止対策についての啓発冊子等を配布します。	商工観光課	・広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関パンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。	○				
		③教育の場におけるセクハラ/パワハラ防止対策の充実	1.教職員のための相談の実施	各校に「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、相談を実施します。	学務課	・平成30年度は、全ての小中学校(小学校17校、中学校9校)に相談員を配置の上、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、教職員に周知しました。	○			
			2.児童・生徒のための相談の実施	各校に「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や教育相談箱を設置し、相談を実施します。	学務課	・全ての小中学校に相談員を配置の上、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や教育相談箱を設置し、相談を実施しています。平成30年度、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置している学校は、小学校17校、中学校9校で、すべての学校に設置されています。「教育相談箱」を設置している学校は、小学校16校、中学校7校です。	○			
	3.セクハラ/パワハラ防止のための教職員研修の実施	セクハラ/パワハラ防止対策についての教職員研修を実施します。	学務課	・全ての学校において不祥事根絶の研修会を実施しています。 また、県教育委員会等からの通知やパンフレット等を職員に配布し、それをもとに職員への指導・周知を行い、セクハラやパワハラ防止の啓発を図っています。	○					
	3. 子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取り組みを強化します	1.虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進	1.虐待等の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待等の通報窓口を設置し、実態を把握します。	こども家庭支援センター	・児童虐待相談受付件数 372件	○			
					障がい事業課	・「障がい者権利擁護センター」を設置・運営し、障がい者虐待の通報・届出、障がい者差別に関する相談があった際に対応を行いました。 ・障がい者虐待についての通報・届出件数は49件ありました。 ・障がい者差別についての相談は21件ありました。	○			
					猫実地域包括支援センター	・平成30年度 高齢者虐待対応件数 養護者による虐待 通報・相談 70件 (うち虐待と認定したケース 34件)	○			

課題7. 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
		2.虐待等の防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」及び「浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の周知を行います。	子ども家庭支援センター	・PR用チラシなど啓発物資の配布 ・オレンジリボンキャンペーン(児童虐待防止推進月間)における啓発活動 駅前啓発、オリエンタルホテル・パルドラール浦安・エノーマス・ボイスとコラボで活動 広報うらやす・行政放送番組で特集 ・プレパパ・ママクラスの開催		○		
				子ども課	・児童福祉週間(5月5日～11日)に合わせ、子どもに児童虐待について知る機会を設け、自ら不安や悩みを打ち明けることができるよう、小中学校の新入学生を対象に子ども版リーフレットを平成24年度から配付し、平成30年度も同様に配布しました。		○		
				障がい事業課	・条例の周知の機会の1つとして、11月4日(日)に新浦安駅前広場で「第4回障がいのある人もない人も！かがやくまち うらやす」を開催しました。通りがかりの多くの人の参加を促すことができました。 ・条例について内容を盛り込んでいる「うらやすこころのバリアフリーハンドブック」を市内小学校4年生の福祉体験教室を中心に、各種イベントや講演会等で約2,250部配布しました。		○		
				猫実地域包括支援センター	・市民に対する高齢者虐待に関する普及啓発 ・講座・研修会・イベントにて、パンフレットやチラシの配布 ・行政職員と地域包括支援センター職員を対象とした高齢者・障がい者権利擁護に関する研修		○		
	②虐待防止に向けた相談・救済体制の整備	1.虐待等に関する担当課、関係機関との連携	問題解決のため、担当課、関係機関との連携を進めます。	男女共同参画センター	・DV被害者の抱えているさまざまな問題を考慮しながら、庁内関係部署や関係機関と情報を共有し、相談者の問題解決ため連携を行いました。		○		
						21	13	0	

課題8. 推進体制の強化

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
1. 男女共同参画社会の実現に向け推進体制を強化します	①男女共同参画推進会議の運営	1.男女共同参画推進会議の開催	有識者、団体代表、市民で構成される男女共同参画推進会議を設置し、事業調査の報告や諮問、答申等を行います。	男女共同参画センター	・男女共同参画推進会議を2回開催しました。 第1回(平成30年11月12日) ・委嘱状交付 ・「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」平成29年度庁内基本事業調査結果について 第2回(平成31年3月8日) ・平成30年度「男女共同参画センター」事業結果について ・「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」平成29年度庁内基本事業調査結果における意見・要望について(報告)	○			
	②庁内推進体制の強化	1.男女共同参画庁内推進会議の開催	各部の次長で構成される男女共同参画庁内推進会議を設置し、事業調査の報告、課題についての検討等を行います。	男女共同参画センター	・男女共同参画庁内推進会議を1回開催しました。 平成30年10月30日 ・「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」平成29年度庁内基本事業調査結果について		○		
		2.講座の企画・準備・実施における庁内連携	男女共同参画推進に向けた各種講座開催に際して、男女共同参画センターと各種講座を開催する担当課との間に意見・情報交換をする場を設置し、より効果的な講座の充実を図ります。	公民館	・男女共同参画センター共催「子育てがラクになる女性学講座」(中央公民館)(参加人数46人) ・自分で守ろうココロとカラダ～母子で学ぶ護身術(日の出公民館・男女共同参画センター共催)(参加人数13人)		○		
				中央図書館	・男女共同参画センターより不要となった雑誌「婦人公論」を譲り受け、図書館の蔵書として活用しました。 ・男女共同参画センターのパンフレットを中央図書館でも設置、配布しています。 ・LGBT、女性デーなどのテーマ展示を行いました。	○			NEW
				市民大学校	・双方の講座の情報共有、周知について連携して実施しました。 また、講座内容を検討する際に、「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」を参考資料としました。	○			
				男女共同参画センター	・中央公民館と共催で「女性学講座」(全3回)を開催しました。また、公民館等の担当者と講師や講座についての情報交換を行い講座の充実を図りました。		○		
	③男女共同参画センターの機能強化	1.先進事例の調査・研究	男女共同参画推進に関する先進事例の調査・研究をします。	男女共同参画センター	・千葉県の男女共同参画関係会議や、センター連絡会議等に出席し、センター機能の充実や、各センターの事例について近隣市と情報交換等を行いました。		○		
		2.男女共同参画推進の拠点としての管理・運営	男女共同参画を推進する拠点として、相談業務・情報提供等を実施します。	男女共同参画センター	・男女共同参画センターが開催する講座、イベント等にセンターの案内等を配布するなど、センターの認知度や利用についての啓発を図りました。また、市役所内でのパンフレットの設置や、各ガイドブックでの情報提供等も行いました。また、啓発用「男女共同参画センター案内」の見直しを行い新しい案内パンフレットを作成しました。		○		
3.市民との交流の場づくり		男女共同参画センターの事業を通じて、市民との交流の場を設け、市民と協働で実施します。	男女共同参画センター	・センター内の交流スペースでの学習・交流の場を提供し、活動ができるよう、団体の登録申請や、スペースの借用についてホームページ等に掲載しました。		○			

課題8. 推進体制の強化

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂 新規
						十分達成 している	ほぼ達成 しているが 一部課題 が残る	改善を要 する点 がある	
		4.男女共同参画推進へのネットワークづくり	市内の男女共同参画推進に取り組む団体同士の連携や、近隣自治体の男女共同参画の担当部署との連携を図ります。	男女共同参画センター	市民や市民活動団体が男女共同参画センターを活用し、活動していくことができるように男女共同参画センターの運用基準を定めました。3団体から登録がありセンターを活用しているところです。また、近隣市との連携については、千葉県男女共同参画センター連絡会において情報交換を行い連携を図りました。			○	NEW
2. 男女共同参画に関する調査・研究を行います	①プラン改訂時における男女共同参画に関する意識実態調査の実施	1.市民を対象とした調査の実施	市民を対象に、男女共同参画社会づくりに関する調査を実施します。	男女共同参画センター	・平成30年度は男女共同参画に関する市民意識調査は行っていません。	—	—	—	
		2.職員を対象とした調査の実施	職員を対象に、男女共同参画社会づくりに関する調査を実施します。	男女共同参画センター	・平成30年度は職員に対する男女共同参画に関する調査は行っていません。	—	—	—	
		3.市内事業所を対象とした調査の実施	事業所を対象に、男女共同参画社会づくりに関する調査を実施します。	男女共同参画センター	・平成30年度は男女共同参画に関する事業所に対する調査は行っていません。	—	—	—	
	②ジェンダー統計の収集・提供	1.ジェンダー統計の収集・提供	市内、国内外のジェンダー統計を収集し提供します。	男女共同参画センター	・国・県・研究機関誌や各種団体が発行した冊子、情報誌の収集を行い情報提供を行いました。			○	
	③男女共同参画条例の調査・研究	1.男女共同参画条例の調査・研究	男女共同参画条例に関する先進事例の調査・研究をします。	男女共同参画センター	・男女共同参画条例について、他市の状況等について情報収集を行いました。引き続き近隣市の情報収集を図ります。			○	
3.課題解決に向けた計画の進行管理を強化します	①計画の進行管理の強化	1.計画の進行管理	市が実施する関連事業の進捗状況調査を実施し、着実に事業の執行に向け進行管理を行います。	男女共同参画センター	・平成29年3月に策定された「改訂第2次うらやす男女共同参画」の各課が取り事業の進捗状況を把握するために、庁内基本事業調査を実施しました。 30年度における各課取り組み状況調査実施(令和元年6.14～6.28)			○	
						3	9	1	

IV.目標値

課題	内容	29年度実績値	30年度実績値	32年度目標値	設定根拠
1	性別役割分業意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)を持たない人の割合	※	※	50.0%	他市の目標値を参考に設定(男女共同参画センター)
	「男女共同参画」という言葉の認知度	※	※	100.0%	国の目標値を参考に設定(男女共同参画センター)
2	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	※	※	70.0%	国の目標値は100%。浦安市は設定当初の値から、国を参考に現状値から70%とした(男女共同参画センター)
	男性の家事・育児・介護に費やす時間	※	※	平日 2時間30分 休日 4時間	国の目標値を参考に設定(男女共同参画センター)
	保育所の待機児童数	168人 (30年4/1現在)	142人 (31年4/1現在)	0人	国は解消を目指すとしていることから目標値を0人とした(保育幼稚園課)
	市役所男性職員の配偶者の分べんのための特別休暇取得率	96.6%	100.0%	100.0%	本市の特定事業主行動計画と同じ目標値を設定(人事課)
	市役所の男性職員の育児休業取得	10.3%	3.8%	13.0%	国の目標値を参考に設定(人事課)
3	市役所採用試験申込者の女性割合	36.0%	37.0%	40.0%	本市の特定事業主行動計画と同じ目標値を設定(人事課)
	市役所係長級以上の女性職員の割合	31.0%	33.0%	35.0%	本市の特定事業主行動計画と同じ目標値を設定(人事課)
	審議会における女性委員の割合	34.2%	34.3%	40.0%	国は30%を目標としているが、本市は改訂第2次プランの際に目標値を達成したため40%とした(協働推進課)
4	女性消防団員の割合	29.0%	25.5%	30.0%	国は5%を目標としているが、本市は第2次プランの際に目標である20%を達成したため30%とした(消防本部総務課)
6	子宮がん検診受診率	23.6%	23.2%	50.0%	国の目標値を参考に設定(健康増進課)
	乳がん検診(マンモグラフィ)受診率	17.9%	17.6%	50.0%	国の目標値を参考に設定(健康増進課)
7	男女共同参画センター「ルピナス」で行う相談事業の認知度	※	※	70.0%	第2次プランと同値 他市の目標値を参考に設定(男女共同参画センター)
8	男女共同参画センター「ルピナス」の認知度	※	※	70.0%	第2次プランと同値 他市の目標値を参考に設定(男女共同参画センター)

・「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」での指標(目標値)設定に際しては、各課題を踏まえた事業を実施したことによる成果が定量的に把握できる指標としているため、定量的な数値把握が難しい「課題5 男女が共に安心して暮らせる環境の整備」については、設定を控えています。

※平成30年度は課題1. 2. 7. 8について市民意識調査を実施していないため、各担当課からの回答のみ表記しています。